１４　奨学金の返還請求

奨学金の休止、停止、打切りを決定した事案について特に悪質と認められる場合で、下記の事情のいずれかがある場合、理事長は選考委員会の決議を経て、支給した奨学金の一部または全部の返還を求めることがあります。

（１）申請書に虚偽の記載があり、かつ、当該虚偽記載が悪質である場合
（２）奨学生が留年または退学し、かつ、就学の態度が誠実でない場合
（３）奨学生の就学状況が著しく不良であり、かつ、その原因が奨学生に起因する場合
（４）奨学生が本規定のいずれかの条項に違反し、かつ、改善の要請にも拘わらず、改善されない場合
（５）犯罪、反社会的行為その他社会的な信用を失墜する行為を行った場合
（６）前各号の他、本財団の奨学金の趣旨に著しく反する場合

１５　個人情報の取扱い

（１）　本財団が、応募書類から得た応募者の個人情報は、奨学金給付対象者の選考、審査結果の本人への通知など、選考業務に限定して使用いたします。
（２）　奨学金給付対象者の実績人数は、本財団のホームページに掲載するほか、必要となる関係各所へ報告いたします。

１６　その他

（１）本財団は、奨学生の卒業後の就職その他についての何らの制限拘束を課すことはございません。
（２）この募集要項に記載してある事項につき、不明の箇所又は疑問点があれば、本財団の事務局までお問い合わせください。

１７　申請書類提出先・連絡先

一般財団法人ＴＣＳ奨学会　事務局
〒１０３－００２３
東京都中央区日本橋本町四丁目８番１４号東京建物第３室町ビル
電話：０３－３５４８－２３１１
Mail：info@tcs-foundation.or.jp

※申請書送付用封筒の表面には「奨学生応募書類在中」と明記してください。
※書類の不足があった場合は、いかなる理由であれ受理いたしません。
※お送りいただいた書類は返却いたしませんのでご了承ください。

２０２３年度奨学生募集要項

一般財団法人ＴＣＳ奨学会
理事長　高山芳之

１　趣旨

一般財団法人ＴＣＳ奨学会（以下、「本財団」といいます。）は、情報社会の明日を創造・建設し、世界経済の発展と人類社会の福祉向上に貢献する有用な人材を育成することを目的としています。

２　応募者の資格及び条件

（１）日本国内に居住し、日本国籍を有していること。
（２）日本国内の四年制大学及び修士課程大学院（通信・夜間を除く、以下「大学等」という）に２０２２年度に在学しており、２０２３年４月時点で大学２年生から大学４年生又は大学院１年生、大学院２年生に進学・進級見込みであること。
（３）最短修業年限で卒業見込みであること。
（４）修得単位数が標準単位数（※１）以上で、直近の学業成績につきＧＰＡ（平均成績）が２．９以上であること。
（５）学修計画書の提出により、将来、社会で自立し、活躍する目標をもって大学等における学修意欲を有していることが確認できること。
（６）本財団が企画する行事（懇親会等）への参加に協力することができること。

なお、応募に際して、世帯の所得水準及び他の給付型奨学金受給の有無に関する制限はございませんが、審査基準事項の一部となります。

※１　標準単位数　＝　卒業必要単位数　÷　修業年限　×　在学年数

３　奨学金給付期間

２０２３年４月１日より２０２４年３月３１日までの１年間

４　奨学金給付額

月額５万円（年間６０万円）
この奨学金は、返済の必要はありません。（返還請求事由に該当する場合を除く）

５　支給方法

奨学金は奨学生本人名義の金融機関口座へ振り込みます。
振込みは２０２３年５月末、７月末、９月末、１１月末、２０２４年１月末及び３月末(金融機関休業日の場合はその前営業日)に１０万円ずつ６回に分割して行います。

6　募集予定人数

【Ａグループ】・・・大学２年生～大学４年生　　１５名程度

【Ｂグループ】・・・大学院１年生及び大学院２年生　　１５名程度

※学年はいずれも２０２３年４月時点における学年です。

7　応募方法

（１）申込は、郵送または本財団ホームページより受付けます。

《郵送の場合》

下記（３）の提出書類一式を本財団に郵送してください。

なお、申請書類は、本財団のホームページからダウンロードできるほか、

郵送での請求も可能です。

《Web の場合》

本財団ホームページ内の応募申込フォームに入力の上、

下記（３）の提出書類の②～⑨を本財団に郵送してください。

（２）提出された書類は返却いたしません。本財団の個人情報保護方針に従い、

適正に処理いたします。

（３）提出書類（個人情報は適切に管理し、選考目的以外では使用しません）

①　申込書（６か月以内に撮影したカラー写真付き）

②　誓約書

③　学修計画書

Ａグループ：「ＩＴへの興味とこれからの勉強」に関して作成すること

Ｂグループ：「ＩＴに関する研究・開発」及び「他分野学問へのＩＴ利用」に

関して作成すること

④　在学証明書（原本）

⑤　直近の成績証明書（原本）

⑥　標準化ＧＰＡ計算書

⑦　住民票（原本）（世帯全員のもので、本籍・マイナンバーの記載がないもの）

※一人暮らしで単独世帯の場合は、親の世帯全員が記載された住民票も提出してください。

※申請日より３か月以内に発行された住民票を提出してください。

⑧　父親・母親双方の令和３年度課税証明書又は所得証明書

※市区町村発行の所得金額の記載があるもの。

収入がない場合は所得金額の記載のない非課税証明書で可。

※両親不在の場合は扶養義務者のもの。

⑨　個人情報の取扱いに関する同意書

8　申込期間

２０２２年１０月１７日（月）～２０２２年１２月２３日（金）（当日消印有効）

9　選考方法

奨学金給付対象者は、本財団の選考委員会において、出願書類による書類審査により候補者を選考し、本財団の理事会の決議を経て決定いたします。

なお、書類審査は１次選考（ＧＰＡ、経済状況、他の奨学金の有無等により選考）及び２次選考（学修計画書により選考）の結果により審査致します。また本財団の２０２２年度奨学生に対しては、選考の際に一定の配慮をさせていただきます。

１０　結果通知

採否に関わらず、審査結果は２０２３年３月下旬をめどに、郵送にて通知いたします。

ただし、審査結果及び審査理由等には一切お答えいたしかねます。

１１　懇親会

２０２３年５月頃を予定しております。

採用者には事前に通知いたしますので、ご出席をお願いいたします。

なお、懇親会出席に必要な交通費（国内分）は本財団が負担いたします。

１２　報告及び届出事項

（１）報告

奨学生は、成績証明書及び報告書を、給付期間終了後、２０２４年５月末までに事務局にご提出ください。

（２）届出事項

休学、転学、退学、長期欠席、停学、留年、その他の処分、氏名、住所、連絡先の変更については、すみやかに事務局にご連絡ください。

１３　奨学金の休止、停止、打切り

下記の事由に該当したときは、奨学金の休止、停止、打切りを求めることがあります。

（１）奨学金の申請書に虚偽の記載があった場合

（２）奨学生が奨学金の受給中に、休学、停学、留年及び退学した場合

（３）奨学生が本財団に対し指定された書類を提出しない場合

（４）本財団の信用を害した場合

（５）その他応募者の資格及び条件を欠いた場合

（６）前各号の他、奨学生として適当でない事実があった場合